

# 地域福祉計画策定状況等について

## I 市町村地域福祉計画策定状況等調査

### 【調査の概要】

- 調査対象: 1742市町村
- 回答数: 1742市町村(回収率100.0%)  
(ただし一部のみ回答の市町村を含む)
- 調査時点: 平成24年3月31日現在

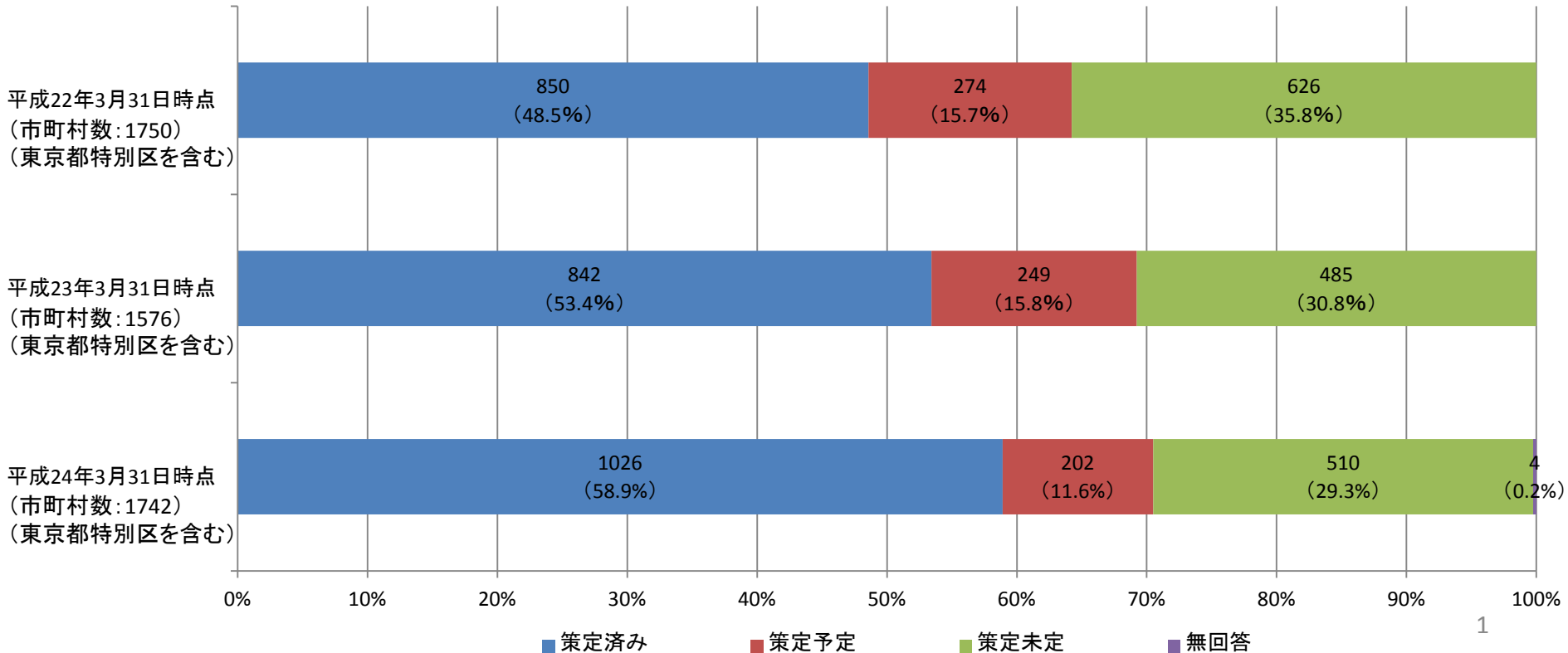
## II 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査

### 【調査の概要】

- 調査対象: 47都道府県
- 回答数: 47都道府県(回収率100%)
- 調査時点: 平成24年3月31日現在

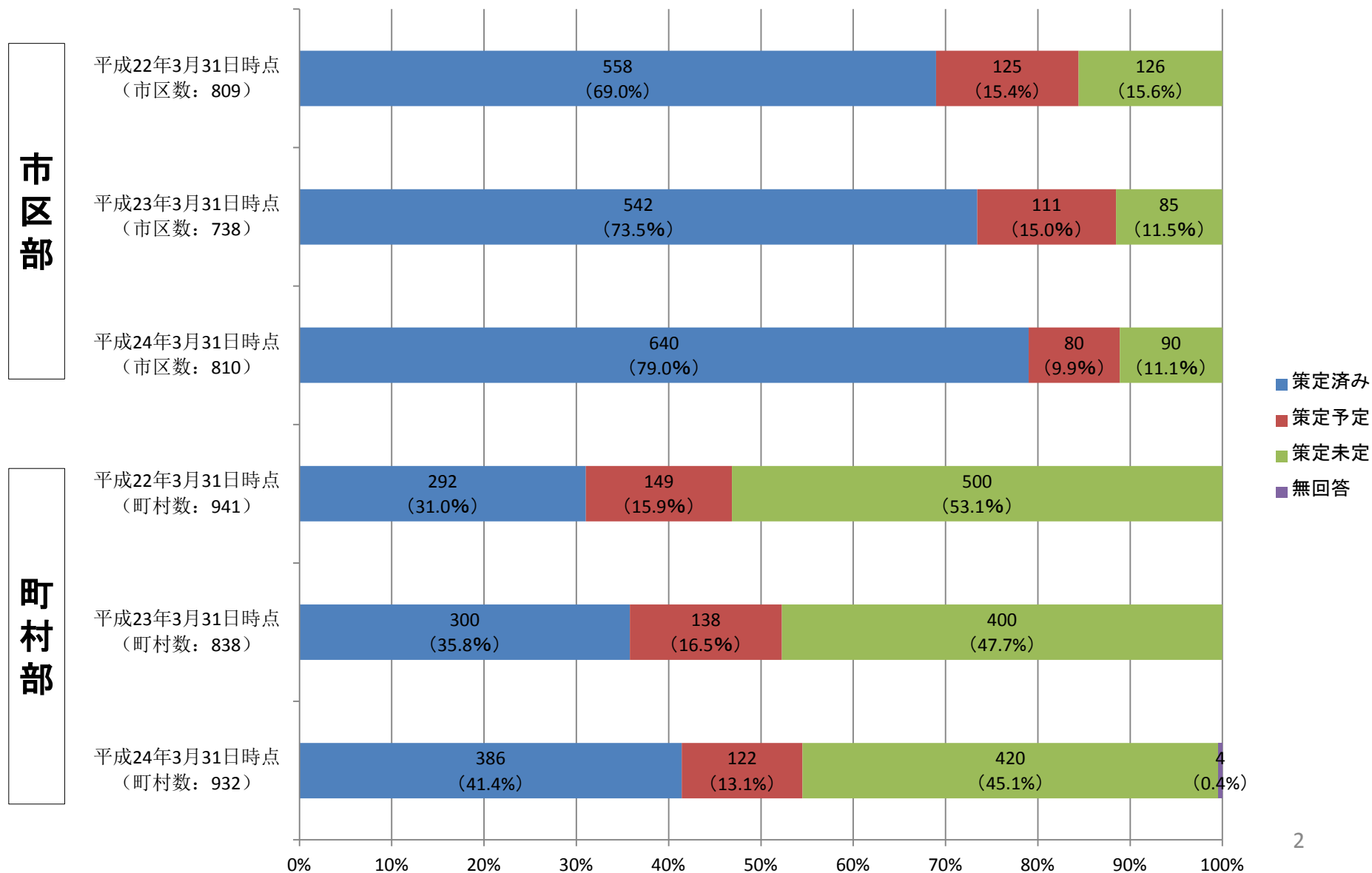
## I-1. 市町村地域福祉計画の策定状況(前々回調査との比較)

○東日本大震災の影響により、22年度は宮城県、山形県、福島県、茨城県の全市町村、岩手県の一部市町村、23年度は福島県の一部市町村から回答を得ることができなかつたため単純な比較はできないが、策定済み市町村は2年前より176ヶ所、全体に占める割合が10.4ポイント増加した。



## I - 2. 市区部・町村部別の策定状況

○全体に占める策定済み率は両者とも2年前より10ポイント以上増加しているが、依然として約2倍の開きがあり、町村部全体では未だ45.1%が「策定未定」となっている。



# I-3. 人口規模別市町村地域福祉計画策定状況

○人口規模別に地域福祉計画の策定状況を比較すると、人口規模の大きな自治体ほど策定率が高い。

東日本大震災の影響で、人口について回答を得られなかった宮城県の6市町村を除く1736市町村(東京都特別区を含む)の回答

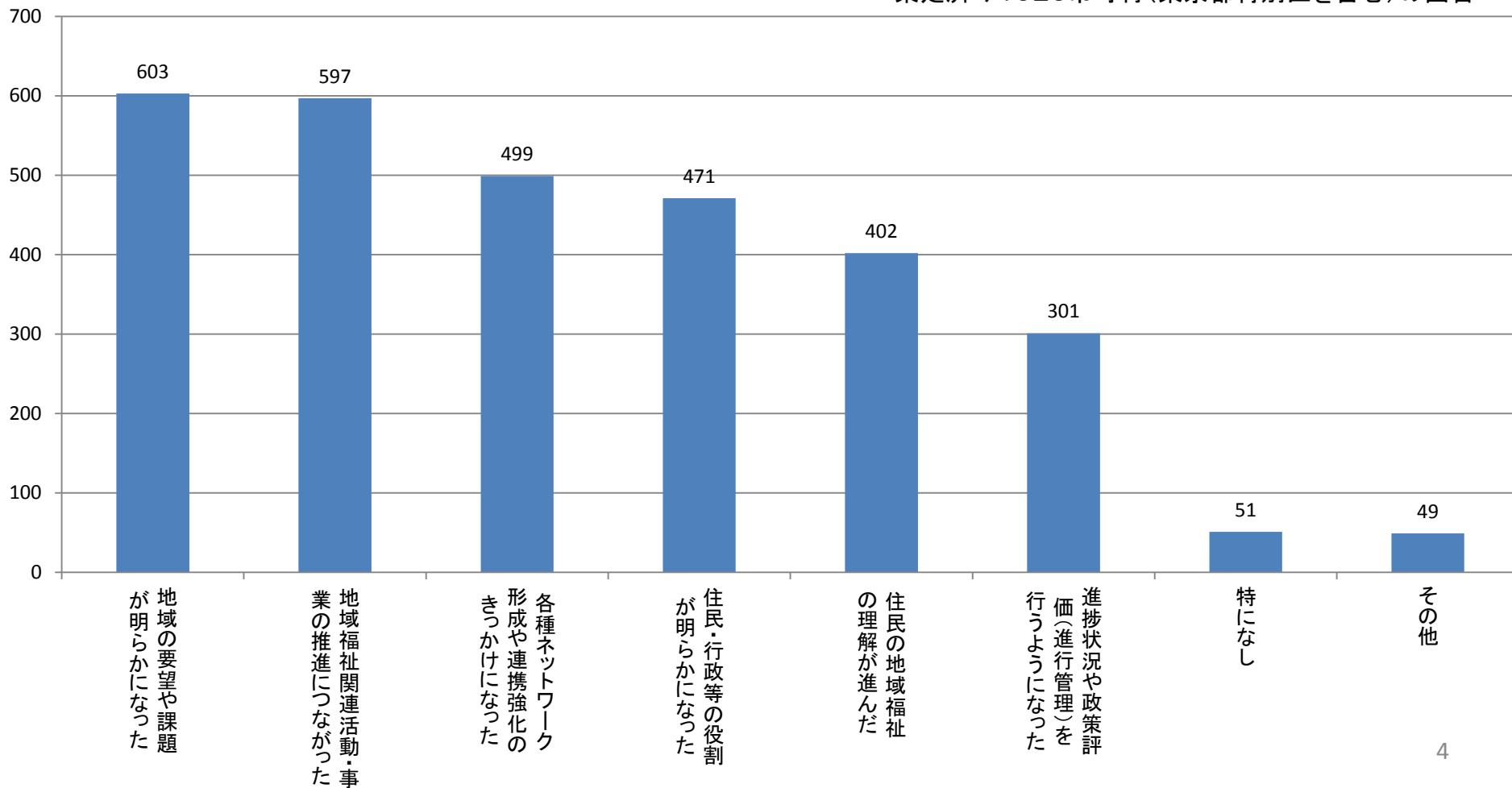


# I-4. 市町村地域福祉計画の策定効果(複数回答)

○策定効果があった事項について、最も回答が多かったのは「地域の要望や課題が明らかになった」であり、次いで「地域福祉関連活動・事業の推進につながった」、「各種ネットワーク形成や連携強化のきっかけになった」の順となっている。

○「その他」の具体的内容は、「策定したばかりで効果がまだわからない(20)」、「社会福祉協議会との連携が強化された(8)」、「関連福祉計画の指針となった(4)」、「コミュニティ・ソーシャルワーカーの配置を行った(2)」などが挙げられた。

策定済み1026市町村(東京都特別区を含む)の回答



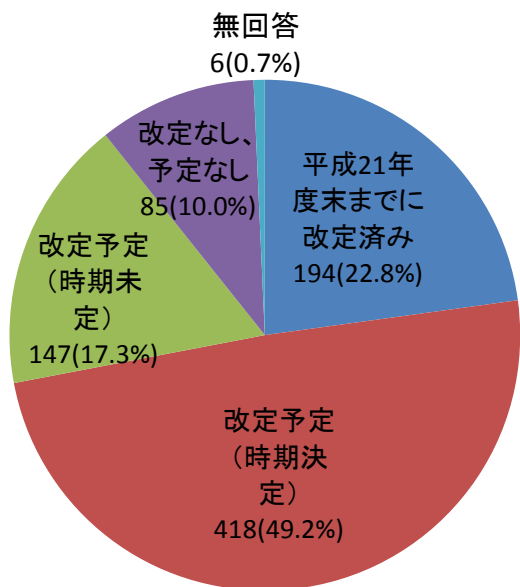
# I-5. 市町村地域福祉計画の改定状況(前々回調査との比較)

○平成22年3月31日時点調査と比較すると、改定済み市町村は、256ヶ所、全体に占める割合が21.1ポイント増加し、策定済み市町村の約半数が改定を行っている。

○「改定の際に要点となった事項及び新たに盛り込まれた事項」については、「災害時要援護者支援方策(80市町村)」「権利擁護(12)」「見守り(10)」「コミュニティーソーシャルワーカーの設置(10)」「自助・共助・公助の取り組み(9)」「ボランティア支援(6)」「福祉圏域の設定(6)」「社会福祉協議会との連携(5)」「地域ネットワークの構築(5)」「総合相談窓口の設置(4)」「社会的包摂(3)」「孤立死対策(3)」などが挙げられた(自由回答)。

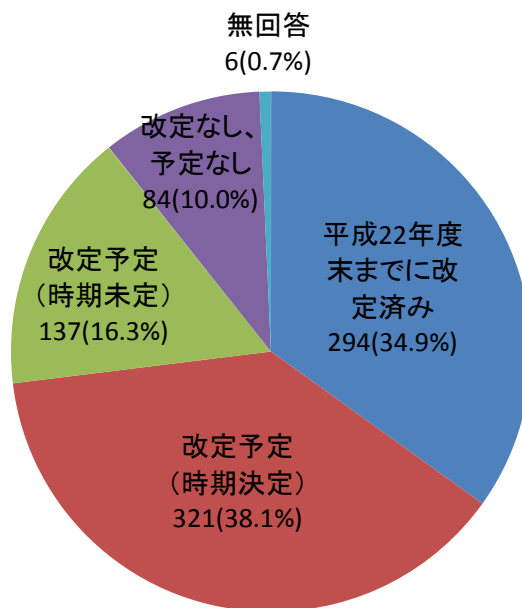
平成22年3月31日時点調査

策定済み850市町村  
(東京都特別区を含む)の回答



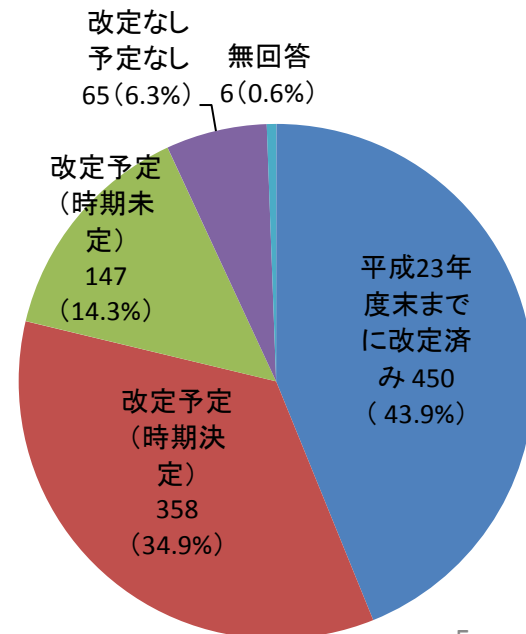
平成23年3月31日時点調査

策定済み842市町村  
(東京都特別区を含む)の回答



平成24年3月31日時点調査

策定済み1026市町村  
(東京都特別区を含む)の回答



# I-6. 改定までの期間と改定回数

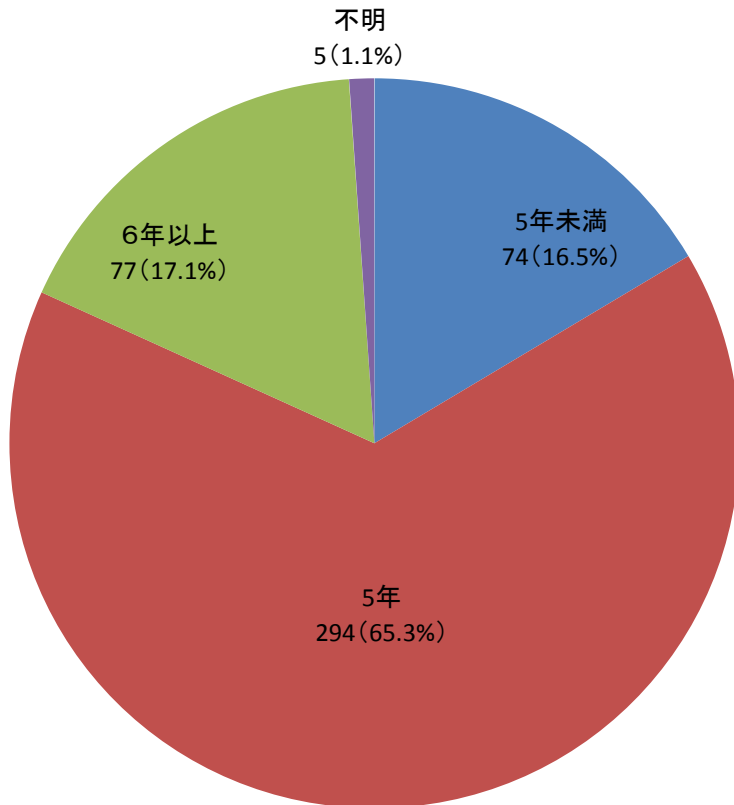
(社会福祉法の法定計画となった平成15年4月以降の改定期間・回数)

○改定済み市町村のうち、65.3%が改定までの期間を「5年」と回答している。

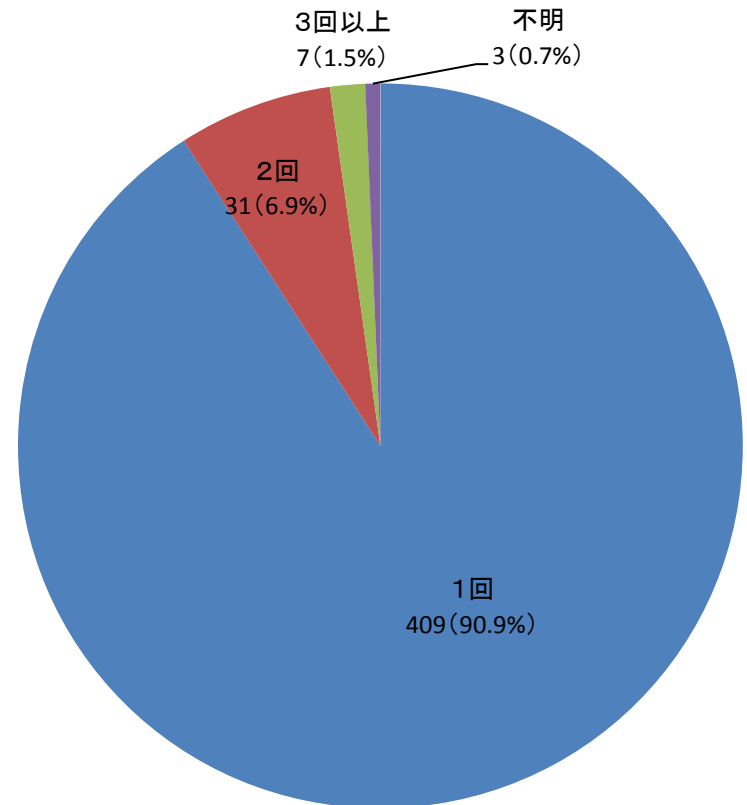
○改定済み市町村のうち、90.9%が改定回数を「1回」と回答している。

改定済み450市町村(東京都特別区を含む)の回答

### 最初の策定から改定までの期間



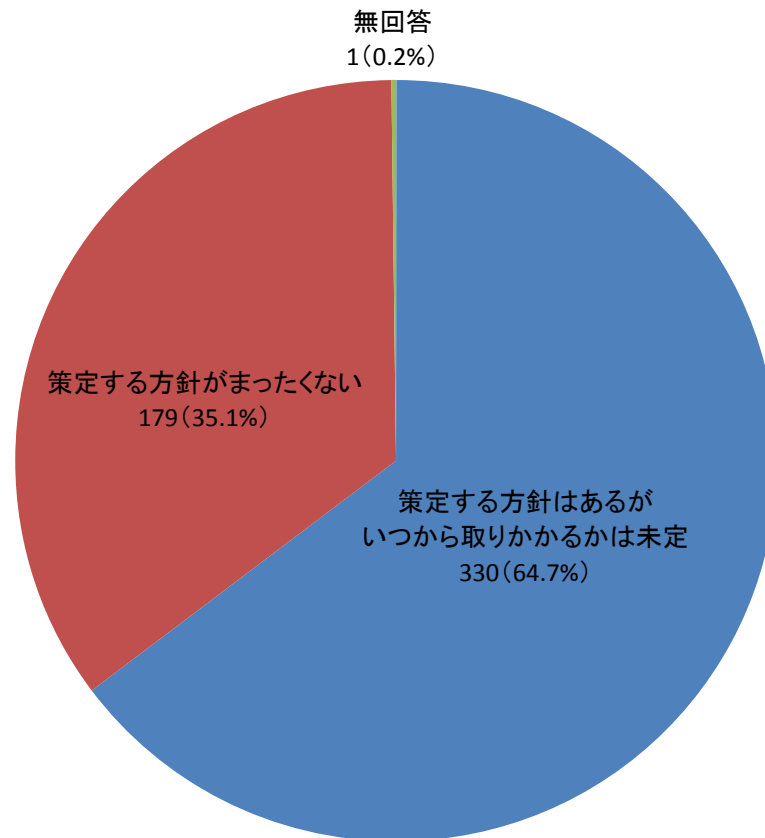
### 改定回数



## I - 7. 策定未定市町村の策定方針

○策定未定市町村のうち、64.7%の市町村が「策定方針はあるが、いつ取りかかるかは未定」と回答している。

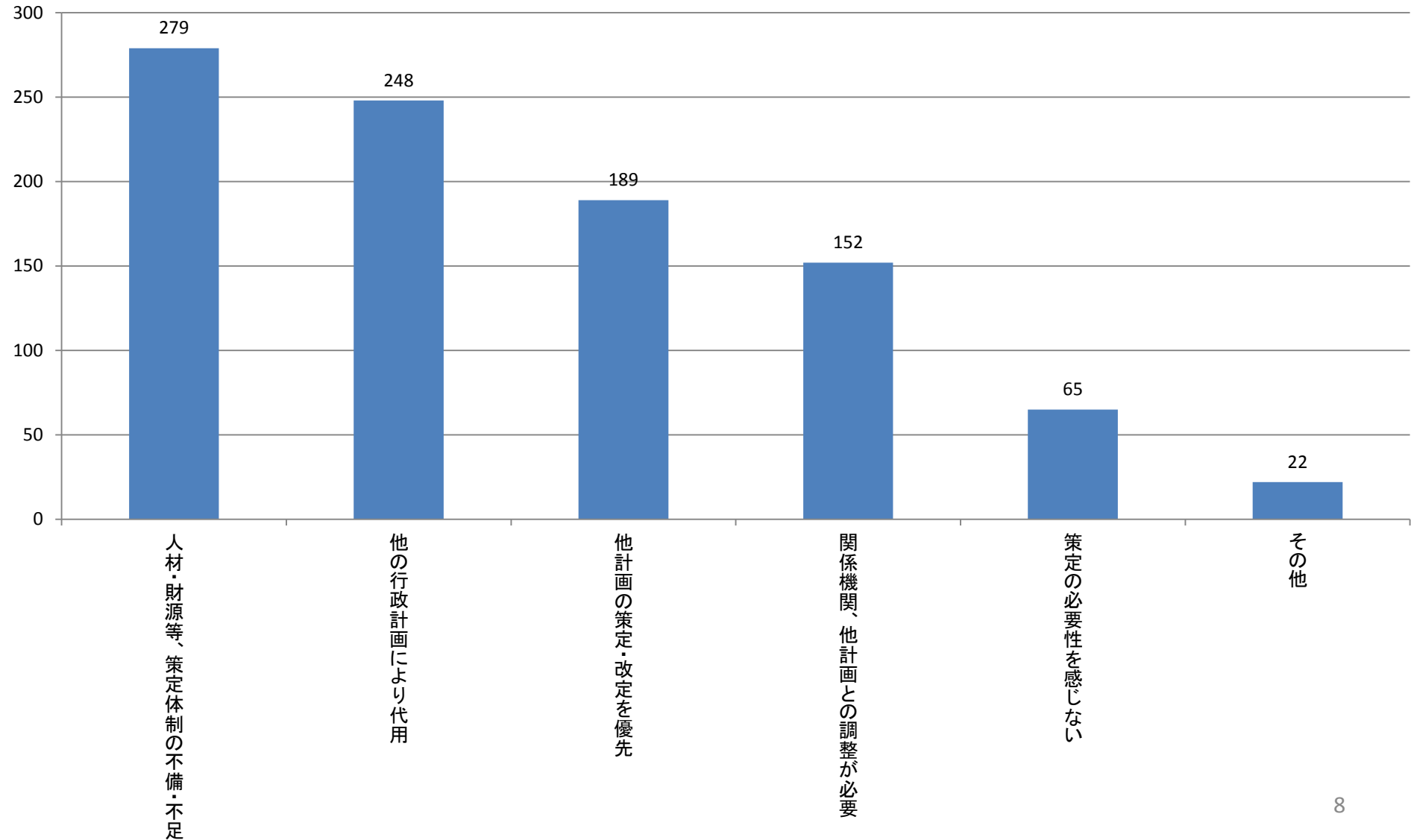
策定未定510市町村(東京都特別区を含む)の回答



# I-8. 策定未定市町村の策定未定理由(複数回答)

○策定未定の理由として最も多かったのは、「人材・財源等、策定体制の不備・不足」であり、次いで「他の行政計画により代用」であった。

策定未定510市町村(東京都特別区を含む)の回答



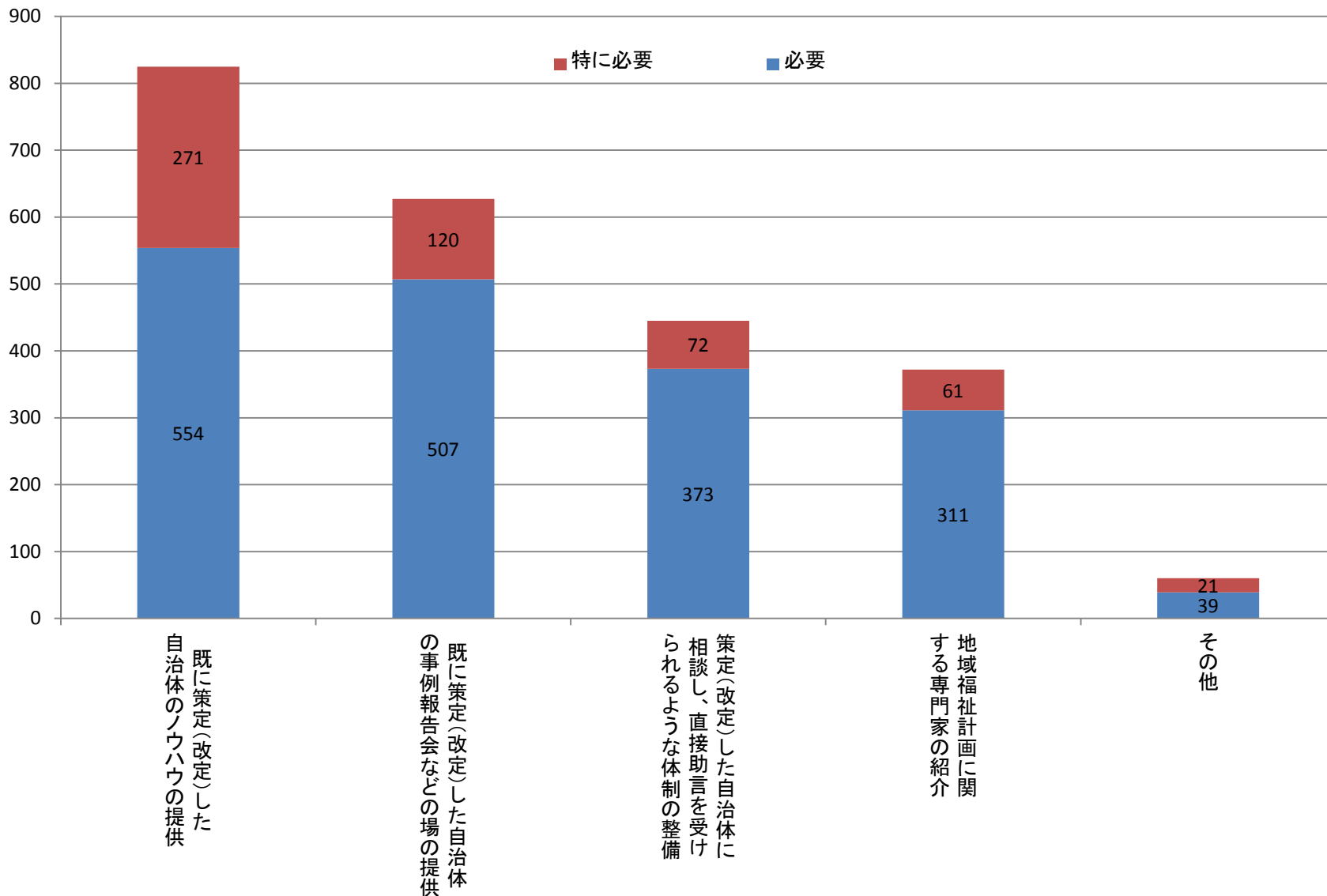


# I - 9. 自治体が計画策定及び改定のために必要としている事項(複数回答)

○「特に必要」「必要」共に一番多かった項目は、「既に策定(改定)した自治体のノウハウの提供」である。

○「その他」の具体的内容で一番多かった回答が「財政的支援(24)」だった。(自由回答)

策定予定、策定未定及び策定後未改定1217市町村(東京都特別区を含む)の回答

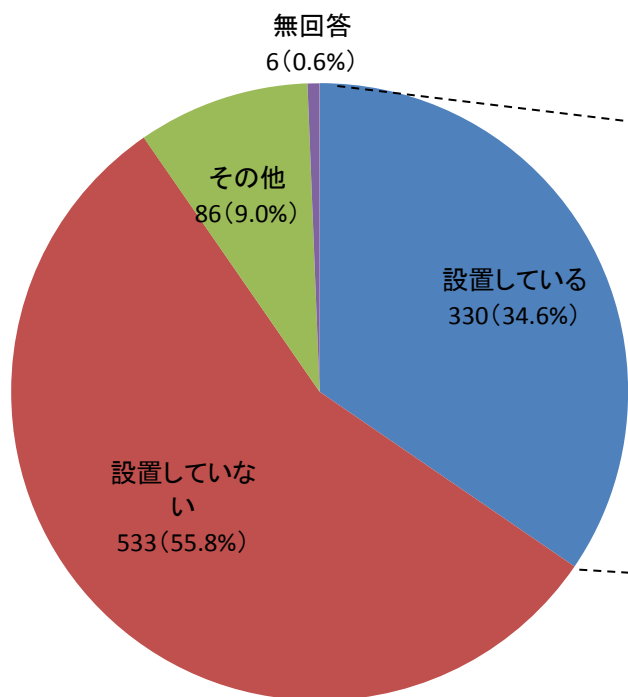


# I-10. 地域福祉計画評価等のための委員会設置状況と開催頻度

- 計画評価等のための委員会を設置し、評価を行っている市町村は、34.6%である。
- 計画評価等のための委員会の開催頻度は、「年1回」が半数を占め、次いで「半年に1回」となっている。
- 「その他」については、「年に複数回(35)」「必要に応じて随時(12)」「策定・改定・見直し時期には複数回(4)」などが挙げられた。

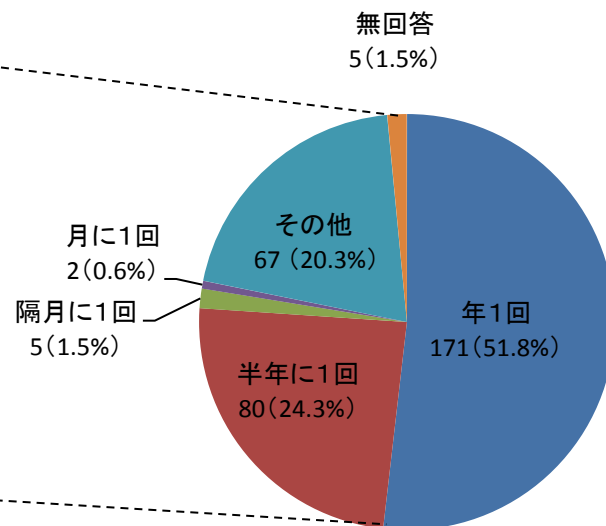
### 委員会の設置状況

策定済みかつ改定済み・改定予定955市町村(東京都特別区を含む)の回答



### 委員会の開催頻度

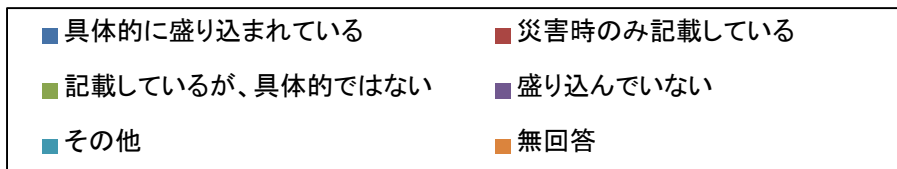
委員会を設置している330市町村(東京都特別区を含む)の回答



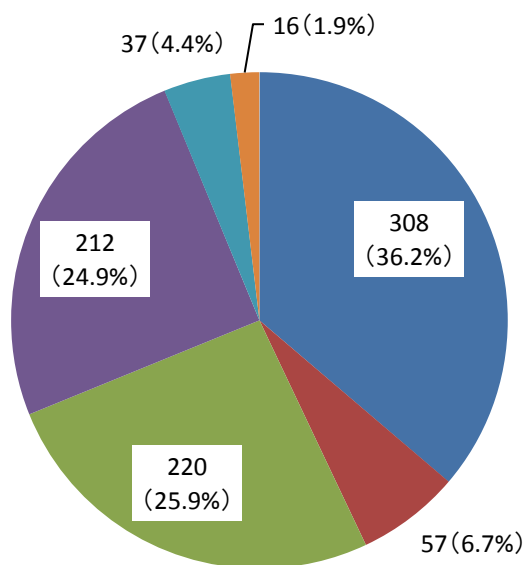
# I-11. 地域福祉計画における要援護者の支援方策盛り込み状況(前々回調査との比較)

○平成22年3月31日時点調査結果と比較すると、地域福祉計画策定済み市町村のうち、要援護者支援方策が「具体的に盛り込まれている」と回答した市町村が194ヶ所、全体に占める割合が12.7ポイント増加し、全体の約半数を占めるようになった。

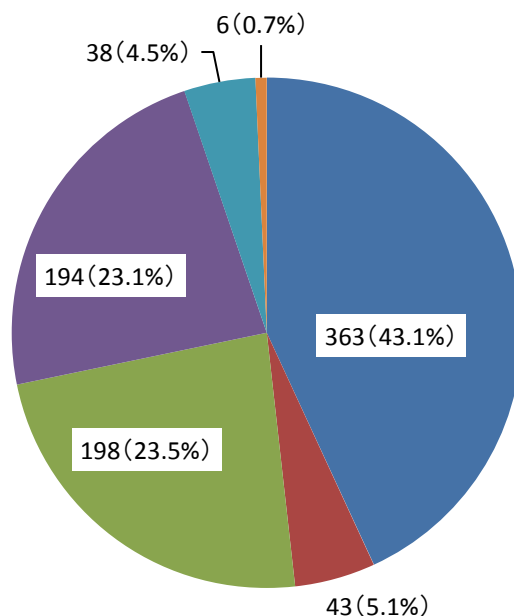
○「災害時のみ記載している」と回答した市町村についても、2年前と比較すると12ヶ所増加している。



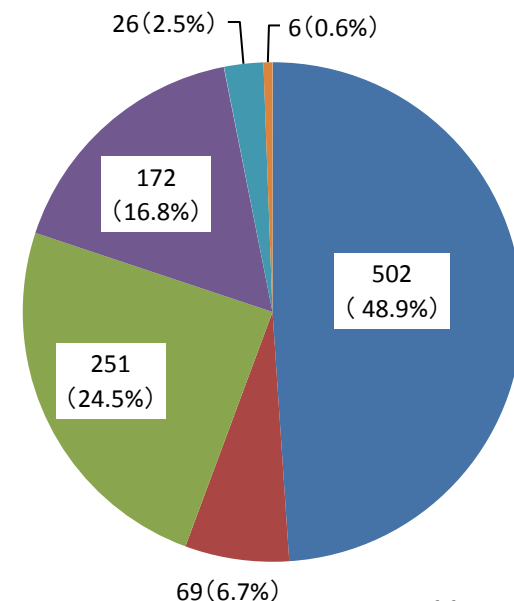
平成22年3月31日時点  
策定済み850市町村  
(東京都特別区を含む)の回答



平成23年3月31日時点  
策定済み842市町村  
(東京都特別区を含む)の回答



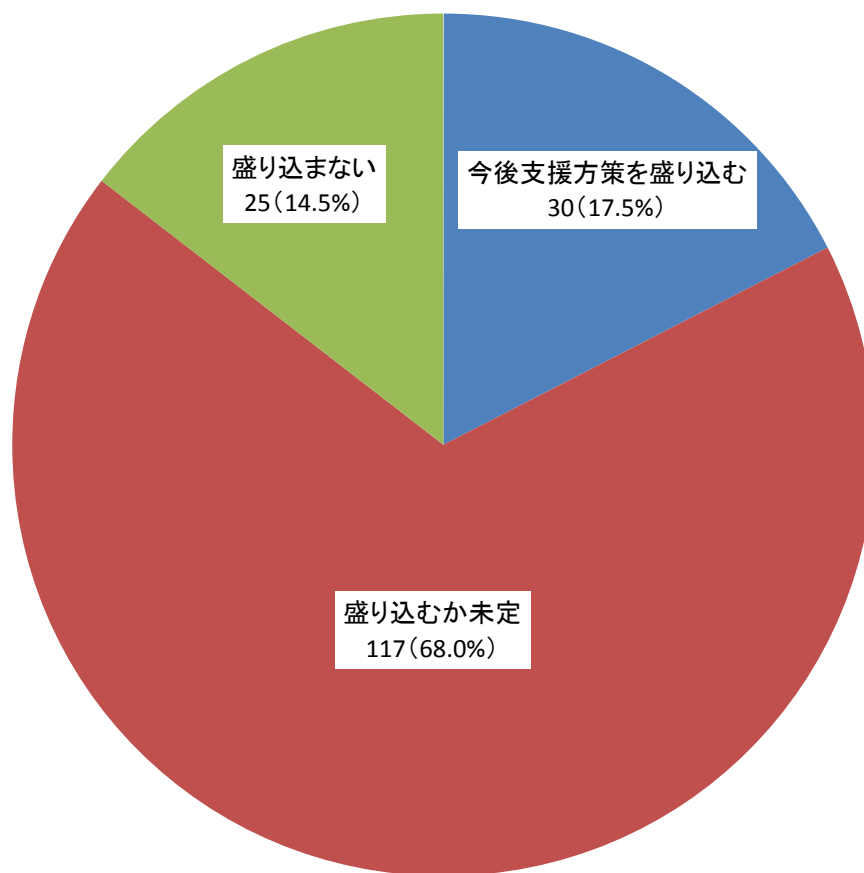
平成24年3月31日時点  
策定済み1026市町村  
(東京都特別区を含む)の回答



## I-12. 今後の要援護者支援方策盛り込み予定

○「要援護者支援方策を盛り込んでいない」172市町村の68.0%が、「今後要援護者支援方策を盛り込むか未定」と回答している。

「要援護者支援方策を盛り込んでいない」172市町村の回答

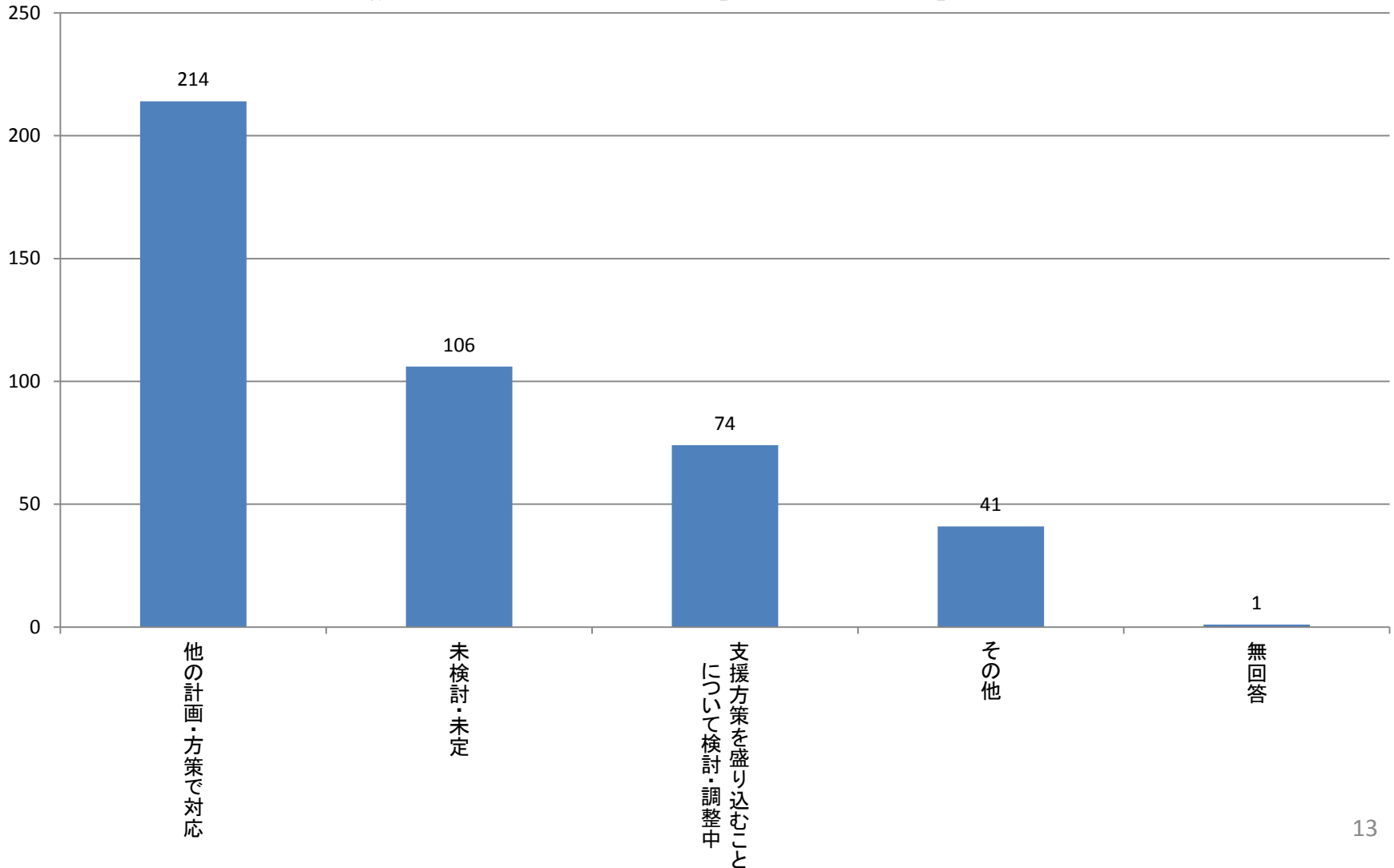


# I-13. 要援護者支援方を盛り込むか未定又は盛り込まない理由について

○「要援護者支援方を盛り込むか未定」又は「盛り込まない」理由として最も多かったのは、「他の計画・方策で対応」であり、次いで「未検討・未定」であった。

○「その他」の中では、「独立した要援護者支援計画を策定している(15)」という回答が挙げられた(自由回答)

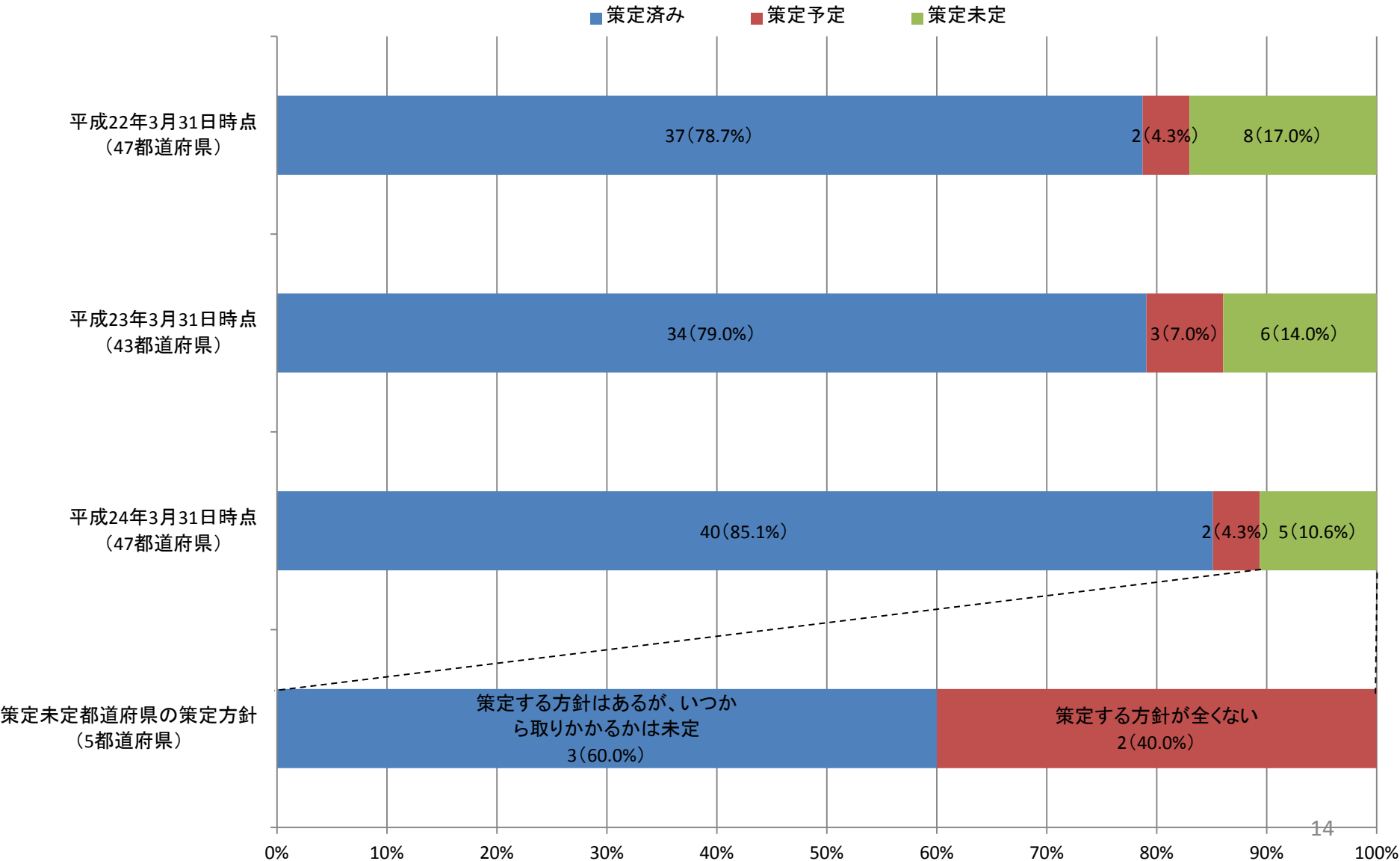
「要援護者支援方を盛り込むか未定」又は「盛り込まない」436市町村(東京都特別区を含む)の回答



## Ⅱ－１．都道府県地域福祉支援計画の策定状況及び策定未定都道府県の策定方針

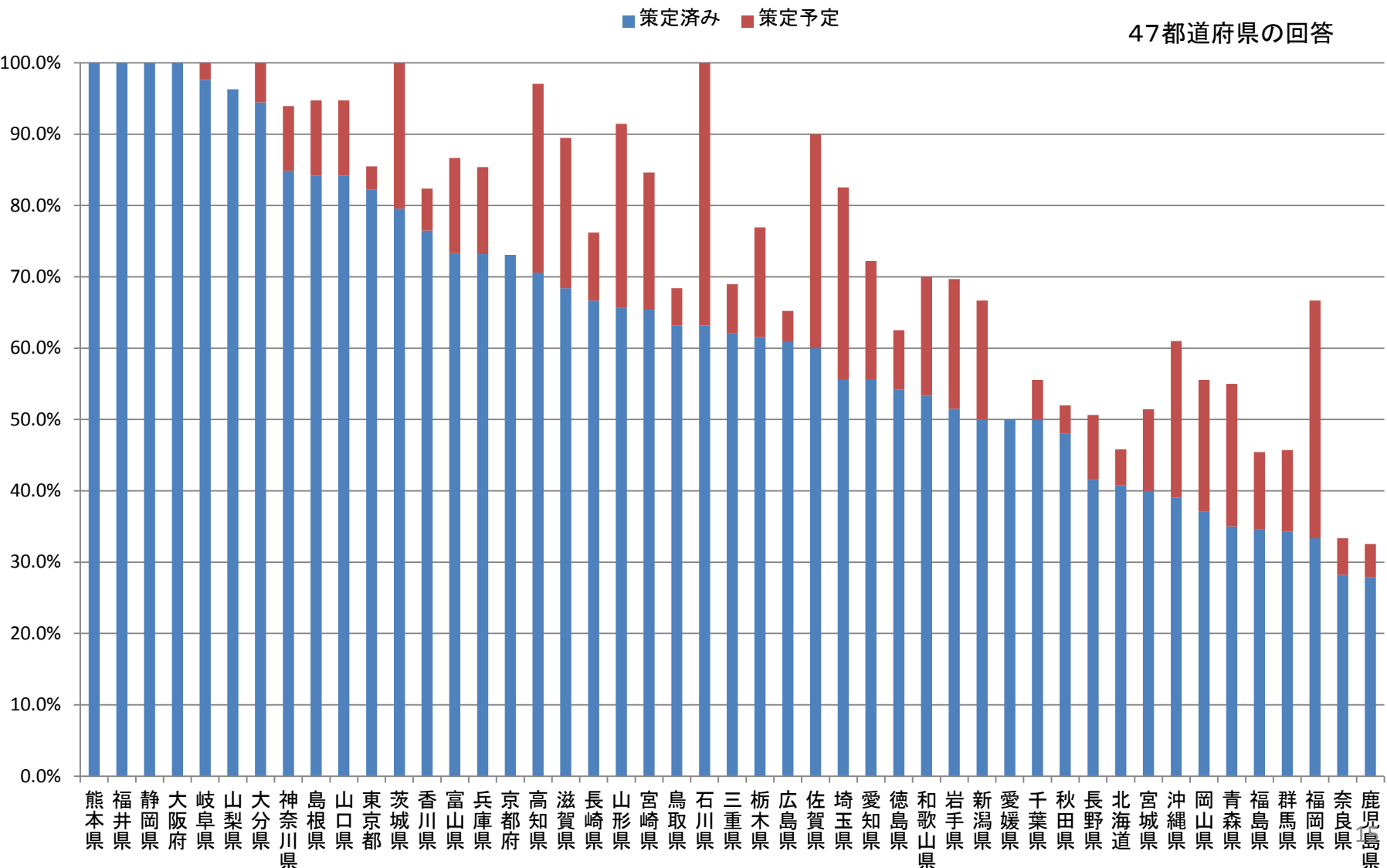
○前年度は東日本大震災のため、宮城県、山形県、福島県及び茨城県から回答を得ることができなかった。よって前々年度調査結果も併せて比較した。策定済み都道府県は、2年前よりも3県増加している。

※平成23年3月調査は43都道府県の回答



# Ⅱ-2. 都道府県別地域福祉計画の策定状況

○策定率上位4県と一番低い鹿児島県との差は約3倍であり、都道府県間においても依然として大きな差がある。

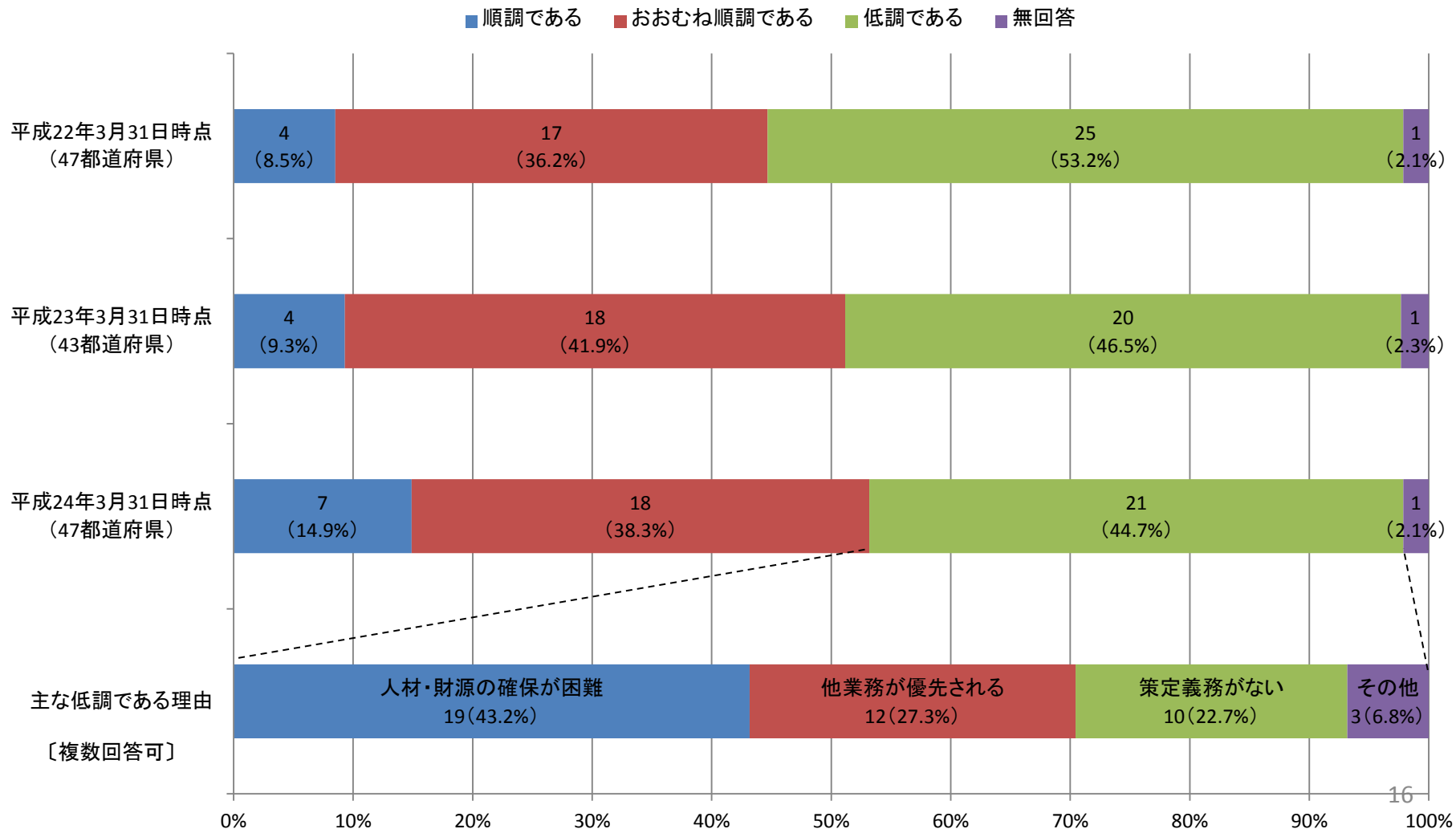


## Ⅱ－3. 管内市町村策定状況及び低調である理由

○「順調である」及び「おおむね順調である」とする都道府県が確実に増加している。

○「低調である」理由については、「人材・財源の確保が困難」が一番多く、次いで「他業務が優先される」「策定義務がない」であった。

※平成23年3月調査は43都道府県の回答





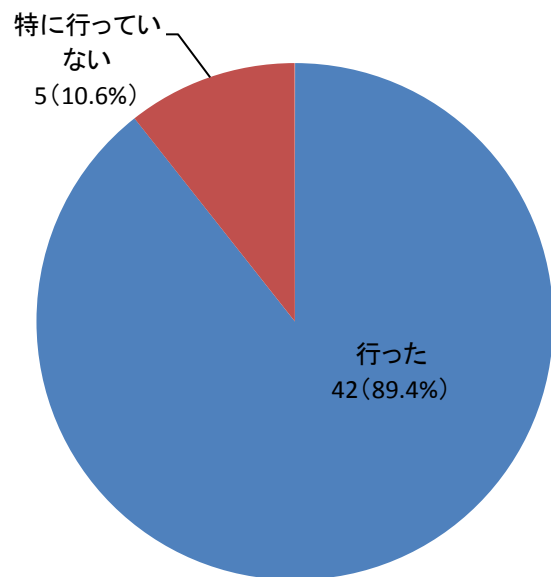
## Ⅱ－4. 管内市町村への助言・支援の実施状況及び今後の方針

○「市町村地域福祉計画の策定について」(平成19年8月10日付社会・援護局長通知)を受け、89.4%の都道府県が助言・支援を「行った」と回答している。

○今後の方針として、93.6%の都道府県が「助言・支援していく」と回答している。

47都道府県の回答

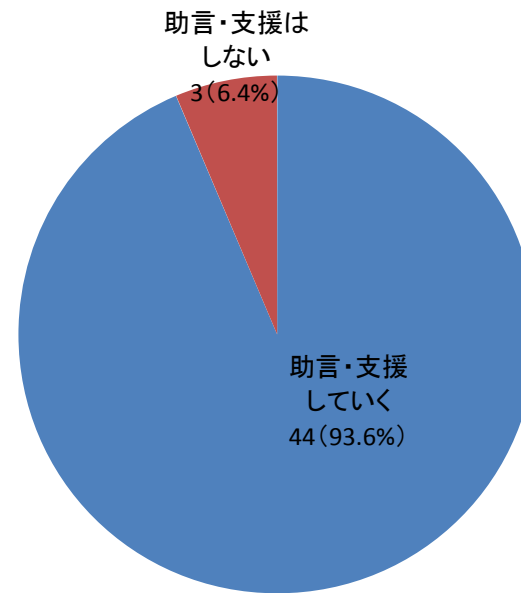
### 管内市町村への助言・支援の実施状況



「特に行っていない」理由

- ・管内市町村がほぼ策定済みのため。
- ・県の支援計画策定に併せてこれから助言していく。
- ・策定要請はしている。

### 今後の方針



「助言・支援はしない」理由

- ・各市町村の自主性に任せている。また、県で独自の福祉計画を策定予定のため。
- ・要援護者対策を盛り込むにあたり、県の支援計画を見直し中のため。

## Ⅱ－5. 地域福祉計画策定推進のための数値目標設定状況

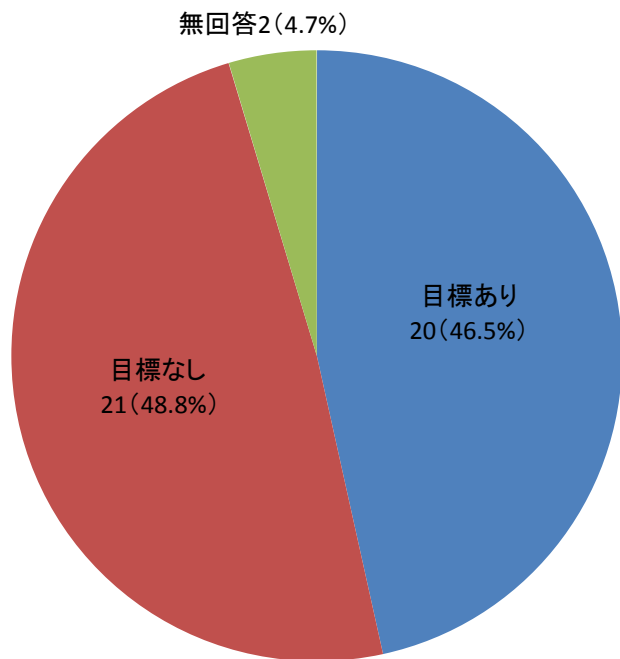
○管内市町村地域福祉計画の策定推進のため、46.5%の都道府県が数値目標を定めている。

○具体的な数値目標で一番多かった回答は「平成24年度中に100%」「平成27年度までに100%」であった。

○数値目標を掲げない主な理由は、「地域福祉計画策定に法的義務付けがなく、各市町村の自主性に委ねているため(17)」であった。

### 数値目標設定状況

策定率が100%でない43都道府県の回答  
(熊本県、福井県、静岡県、大阪府は策定率100%)



### 具体的数値目標

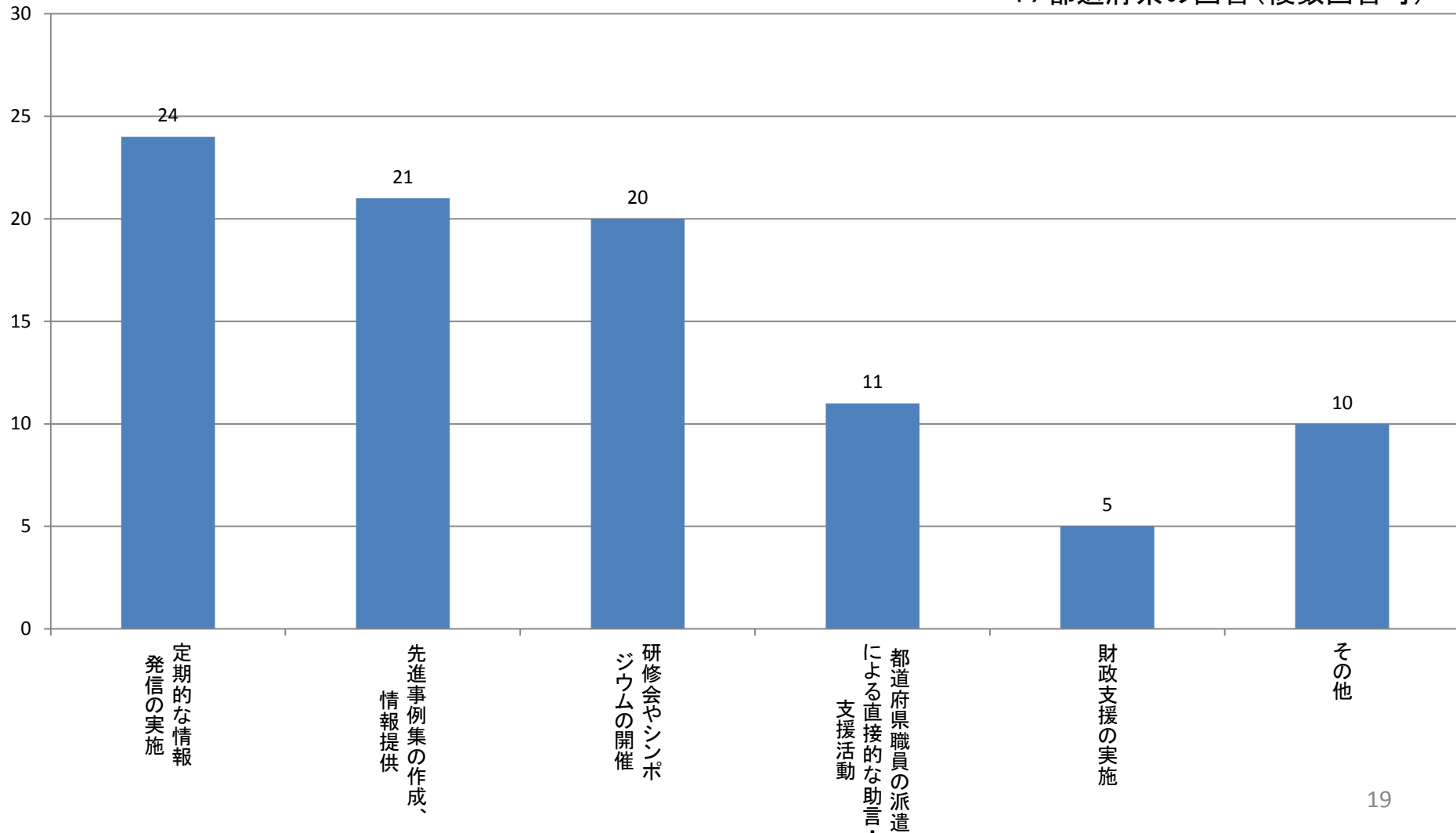
数値目標「あり」20都道府県の回答

平成24年度中に100%	4
平成25年度までに100%	3
平成26年度までに100%	2
平成27年度までに100%	4
平成28年度までに100%	2
平成29年度までに100%	1
その他	4

## Ⅱ－6 都道府県から市町村に対する今後の支援策（複数回答）

○都道府県から市町村に対する今後の支援策として最も多かったのは「定期的な情報発信の実施」であり、次いで「先進事例集の作成、情報提供」であった。

47都道府県の回答（複数回答可）



# 地域福祉計画策定状況等調査結果を踏まえた 今後の対応について

○平成22年3月31日時点調査と比較して、地域福祉計画策定済み市町村は176ヶ所、全体に占める割合が約10ポイント増加し、改定済み市町村は256ヶ所、約21ポイント増加した。

○また要援護者の支援方策を盛り込んでいる市町村は194ヶ所、約13ポイント増加した。

○ただ、町村部においては、策定済み数は市区部の約1/2に留まり、町村部全体の未だ約半数が策定未定である。

○未策定自治体の主な未策定理由として毎年最も多く挙げられているのは、「人材・財源等、策定体制の不備・不足」である。

○そのため、同様の課題を抱えつつも地域福祉計画を策定した自治体(特に1万人未満の町村部)がどのように取り組んだのか、ホームページなどを通じて紹介していく予定である。